

令和7年2月1日

改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)前の申請について

令和7年4月1日より施行される建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、申請数が大幅に増加することが予想されます。

つきましては施行日前の申請手続きについての期日を下記のとおり設けさせていただきます。皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2025年3月31日(月)までに確認済証等の交付を希望

(確認申請・長期優良住宅・設計住宅性能評価)

申請用途	申請期日※1	交付目安
一戸建ての住宅・長屋・ 共同住宅(3階以下)	令和7年2月14日(金)	令和7年3月21日(金)

※1 申請期日は構造図書を含めすべての申請図書が提出された日となります。

※ 特殊建築物、省エネ適判についてはご相談ください。

注意事項

- 今年度内の交付を希望される場合は申請時にその旨を申し伝えてください。
- 業務状況に応じて申請期日に変更となる場合があります。

アール・イー・ジャパン株式会社
業務部 業務課
電話：072-669-7342